

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	国土交通省港湾局技術企画課	電話番号： 03-5253-8111 e-mail： hqt-PHB_GIKAN@ml.mlit.go.jp	
評価実施時期	平成29年7月19日		
規制の目的、内容及び必要性等	今後我が国港湾において、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械の導入が進んだ場合に、適切な港湾機能の確保を図るため。		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法律案等の名称】 港湾法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項とその内容】 一定の技術基準に適合するように建設、改良等することが求められる技術基準対象施設として、移動式荷役機械(自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)を追加(港湾法第56条の2の2第1項、港湾法施行令第19条)</p>	
想定される代替案	コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者に対し、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械の安全かつ円滑な運用のためのガイドラインを作成し遵守への協力要請を行う。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	技術基準対応措置の実施費用	(ガイドラインを遵守した場合)規制案と同様
	(行政費用)	特になし	・ガイドラインを作成するための費用 ・協力要請をするための費用
(その他の社会的費用)	特になし	特になし	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が、技術基準に則り安全かつ円滑に自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械を運用することで、適切な港湾機能が確保され、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されることによる便益は極めて大きい。	コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者がガイドラインを遵守した場合は本案と同様の便益が得られるが、ガイドラインを遵守しない場合は、狭隘なターミナルにおける機械同士の衝突等の懸念が払拭されず、安定的かつ円滑な港湾物流に支障を来すことにより社会的便益が低下する。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>当該規制案は、コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が規制を遵守するための措置、例えばセンサーの設置、フェンスの適切な配置、運用規程の整備などに費用が生じるが、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されることによる便益は、港湾利用者のみならず社会的にも極めて大きく、便益が費用を上回るものと判断される。</p> <p>一方、代替案については、本案より行政費用が増え、かつコンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者がガイドラインを遵守しない場合には便益が著しく低下することとなる。</p> <p>以上から、当該規制案は代替案より優れていると判断される。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会(座長 野上浩太郎 国土交通副大臣)最終とりまとめ(平成26年1月)において、「荷役機械(トランスファークレーン)の遠隔操作化等によるコンテナターミナルの抜本的な高度化に向け取り組む」とされている。 ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「荷役機械の遠隔操作化に向けた制度改正を本年度中に行うとともに、AIやIoT等も活用することで港湾物流全体の効率化を推進する。」とされている。 		
レビューを行う時期又は条件	平成34年度に事後検証を実施する。		
備考			